

令和8年8月18日
担当課名：経営戦略部契約検査課
担 当：入札係
内 線：1351、1353
直 通：092-332-2102

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者 福岡県福岡市西区田尻東1丁目25番8号
株式会社栢事務機 代表取締役 梅田 倉則
- 指名停止の期間 令和8年8月18日から令和9年2月17日まで（6月間）
- 事実概要
当該業者は、糸島市内の営業所を廃止したにもかかわらず、市から指摘があるまで意図的に報告をせず、入札等に市内業者として有利に見せる行為を行ったため。
- 指名停止の理由
上記の事実は、糸島市指名停止等措置規程別表第1第1号の規定に該当する。
従って、本件については、指名停止6月間とする。

【指名停止等措置規程別表第1第1号（虚偽記載に該当）】

措置要件	期 間
(虚偽記載) 1 市発注工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内